

河西部地域包括支援センターだより



今月のテーマは『**高齢者虐待**』についてです。

★虐待が起きているかもしれないと気づいた人は…

→「通報」が **努力義務** となっています。



★その高齢者の生命・身体に重大な危険が生じている場合には…

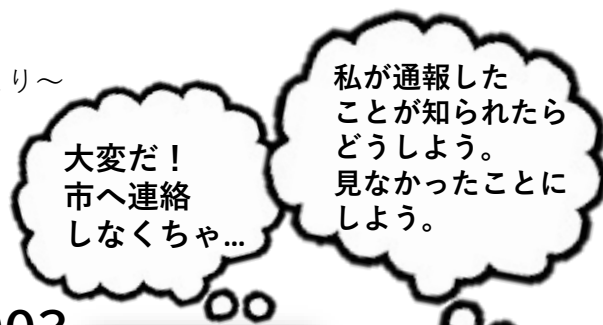
→「通報」が **義務化** されています。

～「高齢者虐待防止法」より～

★通報先は…？

*松本市役所高齢福祉課/西部福祉課
0263-34-3061/0263-92-3002

*河西部地域包括支援センター
0263-48-6361



虐待を発見しても通報することをためらうのは当然の心情だと思います。でも、**安心して**ください。

通報先となっている市の職員、地域包括支援センターの職員には、『**通報者を特定させるものを漏らしてはならない**』という厳重な守秘義務が『高齢者虐待防止法』によって定められています。**通報者の情報は固く守られます。**

こんな様子があったら、虐待のサイン(地域からのサイン)

*自宅から高齢者や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴・うめき声、物が投げられる音が聞こえる。

*悪天候でも、高齢者が長時間外にいる姿がしばしばみられる。

*近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる。

*高齢者に話を聞いても「いいよ、いいよ」と遠慮をするなど、あきらめの態度がみられる。 など、サインは様々なものがあります。

～東京都高齢者虐待対応マニュアル参考～

【裏面あり】

★虐待は

「虐待する人が悪者」だから起こる訳ではありません

虐待の発生要因

- 性格や人格に基づく言動
- 認知症の症状
- 介護疲れ・介護ストレス
- 自分と高齢者の人間関係
- 精神状態が安定していない など

※虐待を受けた高齢者の約7割が要介護状態で、そのうち約7割に認知症の症状がみられるというデータがあります。

～「知って防ごう 高齢者虐待」パンフレットより～

市・地域包括支援センターによる高齢者虐待対応

高齢者虐待の対応において根拠となっている法律は、一般的に『**高齢者虐待防止法**』と呼ばれている法律ですが、正式には『**高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律**』と言います。

法律にも掲げられているように高齢者の命や安全、権利を守ることは当然ですが、養護者(介護者等)が抱える背景や課題にも目を向け、日常を取り戻すことを目標に、高齢者・養護者双方の支援を行います。

地域の皆さんへ

「通報」と言われると一歩引いてしまいますが、**「代わりに『助けて』を伝えてあげる」と**

捉えてみてください。

同じ地域に住む住民同士、気にかけてあえる関係がいいですね。



認知症思いやり相談会のお知らせ

認知症を専門とする医師に無料で相談することができます。

予約は相談日の2週間前までをお願いします。(先着順)

日時:令和6年3月22日(金) 午後1時30分～4時30分

会場:松本市役所本庁舎北別棟1階 高齢福祉課 相談室1

【予約・お問い合わせ先】

松本市高齢福祉課 福祉担当(電話 34-3237)

または、お近くの地域包括支援センターまで

河西部地域包括支援センター(高齢者の総合相談窓口)

電話 48-6361 FAX 48-6362